

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人 中島村社会福祉協議会

令和4年度 事業計画書

■基本方針

本村における福祉を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行により、家族機能が低下するとともに住民同士のつながりの希薄化し、更には地域社会の主たる担い手も高齢化するなど大きく変容しております。

これらのことを起因し、社会的孤立や経済困窮、高齢者や児童虐待、介護や子育てに対する不安など、様々な福祉課題や生活問題が生じております。

さらには、新型コロナウイルス感染症は、これまで築き上げてきた地域福祉活動に大きな影響を及ぼしています。これまでに対応したことのない社会の変化に対し、地域住民が新たな課題に直面する中で、これからは「新たな生活様式」に応じた、地域福祉活動が求められています。

このような状況において、一人ひとりが抱える様々な生活課題に対し、地域での課題を他人事と捉えず、主体的に解決を図っていく「地域共生社会の実現」に向け、地域で支えあう体制づくりを推進するための生活支援体制整備事業を推進し、「地域包括ケアシステム」の構築へ向けて積極的な参画を行い、一層の地域福祉活動に取り組むこととする。

本会は、「だれもが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目標として次の事業を推進します。

はじめに地域福祉の役割として、日々変化する社会の実情を常に把握し、地域住民の意見・要望等を取り入れ、また地域が抱える課題や問題を幅広く捉えながら、福祉的解決に向けた取り組み強化が今後さらに重要となってきます。それには福祉的援助を必要とする人々が社会から疎外されることなく、地域住民、ボランティア、民生児童委員、行政、関係団体等と連携強化に努め、地域福祉活動の協働参加企画の推進を図りながら、だれもが安心して共生できる社会・福祉コミュニティづくりの実現を目指します。それに向けて地域福祉では、日々地道な福祉活動をおこなう中、事業の透明性を図り、地域の信頼・信用性をより高められるよう活動をしていきます。また、地域貢献及び人材確保のため、実習生等の受け入れ事業を新規に実施します。

介護保険事業等においても、事業の適切な運営及びコンプライアンスに努め、従事者の専門知識・技術向上に日々取り組んでいき、スムーズな支援や利用者がその人らしく暮らせるよう、自立支援に向けたよりよいサービスの提供を行います。

また、昨年引き続き感染症予防対策を徹底して業務を行うほか、新たに災害時や感染症拡大防止に対するBCP（業務継続計画）の策定に取り組みます。併せて、職員の質の向上のため、オンライン等を活用し、積極的に研修会等への参加を促進します。

■重点目標

1. 組織の体制の強化に努めます
2. 介護保険事業の充実に努めます。
3. 障害者総合支援事業の充実に努めます。
4. 地域包括支援センターの充実に努めます。

5. 福祉センター等の運営管理に努めます。
6. 在宅福祉サービスの充実に努めます。
7. 地域福祉サービスの充実に努めます。
8. 社会福祉の広報・啓蒙活動の充実に図り、地域福祉の推進に努めます。
9. ボランティア活動の推進に努めます。
10. 共同募金事業に協力し福祉事業を推進します。
11. 福祉団体活動の援助協力を努めます。

■実施項目

項 目	実 施 内 容	開催時期等
1. 組織の体制の強化	①理事会・評議員会・監事会の開催 ②評議員選任・解任委員会の開催 ③各福祉団体及び関係機関（保健福祉課・医療機関等）との連携強化 ④研修会等への参加による資質の向上 ⑤一般会員、特別会員の加入促進 ⑥介護保険事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障害者自立支援事業の健全経営	年3～4回 随時 10月～3月
2. 介護保険事業の充実	①居宅介護支援事業所の経営 ②訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）の経営 ③第1号訪問事業（ホームヘルプサービス）の経営 ④通所介護事業所（デイサービス）の経営 ⑤第1号通所事業（デイサービス）の経営	通年
3. 障害者総合支援事業の充実	①居宅介護事業（ホームヘルプサービス）の経営 ②基準該当生活介護事業（デイサービス）の受託 ③移動支援事業	
4. 地域包括支援センター事業の充実	地域包括支援センター事業の受託（別紙1） ①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業 ②総合相談支援事業 ③権利擁護事業 ④包括的・継続的ケアマネジメント事業 ⑤認知症施策推進事業 ⑥生活支援体制整備事業 ⑦地域ケア会議の推進	通年
5. 福祉センター当の運営管理	①福祉センターの管理運営の受託 ②在宅介護支援センターの管理受託 ③ふれあいの家の管理受託	通年 通年 通年

項 目	実 施 内 容	開催時期等
6. 在宅福祉サービスの充実	①福祉機器貸出事業の実施 【対象者】寝たきり高齢者または障害者、認知症、高齢者、重度障害者 【内 容】車いす、エアーマット等の貸出	通年
	②車いす送迎車貸出事業の実施 【内 容】福祉車両（車いす送迎車）の貸出	通年
	③配食サービス事業の実施 【対象者】概ね75歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者夫婦世帯 【内 容】弁当の配食サービス	5月～3月
	④福祉有償運送事業の実施 【対象者】要介護者、障害者等で一人で公共交通機関の利用が困難な者並びにその付添い人 【内 容】病院等の送迎	通年
	⑤軽度生活支援事業の受託 【対象者】概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 【内 容】ホームヘルプサービス事業	通年
	⑥生きがい対応型デイサービス事業の受託 【対象者】概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者 【内 容】デイサービス事業	通年
	⑦外出支援サービス事業の受託 【対象者】概ね65歳以上の高齢者で交通機関の利用が困難な者及び概ね60歳以上の高齢者で足の不自由な者 【内 容】病院等への送迎	通年
	⑧高齢者世帯訪問事業の受託 【対象者】①75歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯。 ②介護施設や高齢者施設、高齢者専用住宅に入居していないこと。 【内 容】毎週1回乳酸飲料を配達し安否確認	通年
	⑨買物ツアー事業 【対象者】他人の介助によらずに福祉バスまたはワゴン車に乗降できる方で、次の各号に該当する方とする。 ①75歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみ世帯で、免許を有しない方 ②免許を有しない世帯。 【内 容】概ね月2回、村外の大型スーパーに買物の移動支援及びボランティアによる買物の付き添い及び荷物の運搬等	毎月

項 目	実 施 内 容	開催時期等
7. 地域福祉サービスの充実	①心配ごと相談所の開設 【内 容】 毎月1回 弁護士による無料法律相談所の開設 ②生活福祉資金貸付事業の受託（県社協） 【内 容】 低所得者世帯等への生活福祉資金等の貸付窓口 ③生活援助資金貸付事業 【内 容】 低所得者世帯等への生活資金の貸付 ④あんしんサポート事業の受託（県社協） 【内 容】 認知症高齢者・障がいのある方などを対象として、福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等を公的な制度でお手伝いする事業。 ⑤福祉バス貸出事業の実施 【内 容】 福祉バスの貸出 ⑥百歳賀寿贈呈事業の実施 【内 容】 100歳最高齢者への祝状及び祝い金の贈呈。 ⑦実習生等受け入れ事業の実施 【内 容】 資格取得等のための実習生の受入。	毎月 第2月曜日 通年 通年 通年 適時 適時
8. 社会福祉の広報・啓蒙活動の充実	①福祉まつりの開催 ②グラウンドゴルフ大会、ニュースポーツ大会等の実施 ③社協だよりの発行 ④ホームページ・フェスブックの活用	11月 10月・1月 年3回 通年
9. ボランティア活動の推進	①ボランティアセンターの充実 ②ボランティア活動普及事業の実施 ③福祉ボランティアポイント事業 ④学習支援ボランティア活動の協力 ⑤ボランティア研修等への参加 ⑥災害ボランティアセンターの充実 ⑦災害時の協力	通年 適時 通年 7月・12月 適時 適時 適時
10. 共同募金事業の推進	①赤い羽根共同募金運動の推進 ②歳末たすけあい募金運動の推進	10月～3月 12月
11. 福祉団体活動の援助協力	①老人クラブ連合会に対する援助協力 ②遺族会に対する援助協力 ③シルバー人材センターに対する援助協力	通年 通年 通年

令和 4 年度中島村地域包括支援センター事業計画書

1. 事業方針

中島村地域包括支援センターは、「中島村地域包括支援センター運営事業実施要綱」に基づき高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を維持できるよう公正・中立な機関として地域の高齢者等の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより保健・医療の向上及び福祉増進を包括的に支援していきます。

2. 事業実施内容

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

- ① 予防給付対象者を把握し、介護予防ケアプラン作成依頼者への効果的なケアプランの作成を行い、その効果を評価する。
- ② 事業対象者を把握し、支援計画書作成依頼者への効果的なケアプランの作成を行い、その効果を評価する。

(2) 総合相談支援事業

- ① 電話・来所・訪問等の相談により、相談者の実態を把握し、介護保険サービスやその他の福祉サービス等の情報提供・関係機関との連絡調整を行う。
- ② 支援を必要とする高齢者に対し、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生防止・早期発見のために、民生委員や社会福祉協議会との連携を密にし、地域におけるさまざまな関係者のネットワークを構築する。
- ③ 相談窓口の周知のため、地域住民に対してのパンフレットの配布やさまざまな地域団体への周知に努める。

(3) 権利擁護業務

- ① 地域住民に対して、高齢者の虐待の予防・早期発見及び成年後見制度等の権利擁護についての啓発活動を行う。
- ② 民生委員・社会福祉協議会・老人クラブ・介護保険サービス事業者等と連携を図り、見守り機能を担ってもらうよう支援する。
- ③ 虐待ケースが発見された場合には、役場保健福祉課と連携し、会議を開催したうえでその緊急性を判断する。会議において対応を検討し、必要時は関係

するサービスや制度、機関への連絡、つなぎを行うとともに具体的な支援を行う。

- ④訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、村担当者や消費生活センターとの連携を密にする。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ①介護支援専門員や居宅サービス事業者、施設サービス事業者との連絡・連携を密にし、利用者の支援が適切に行われるよう支援する。
- ②介護支援専門員に対し、連絡会議等を開催し、研修や情報交換、処遇困難事例の検討などを行い、質の向上を図る。
- ③関係機関や地域のボランティア団体、インフォーマルサービス事業者との連携を図り、包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築を図る。
- ④その他介護支援専門員が業務上抱える課題等について相談を受け、支援をする。

(5) 認知症施策推進事業

- ①「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症に関する強化を行う。また「認知症初期集中支援チーム」のコーディネートを行い、認知症の早期発見、早期治療に取り組む。
- ②認知症状等のある方やその家族への相談や助言、適切な医療機関への受診やフォーマル、インフォーマルサービスの利用を支援する。
- ③日常生活で取り組みやすい認知機能低下予防対策など認知症に関する正しい知識の普及啓発を行う。
- ④医療、福祉等多職種と連携しながら中島村での標準的な認知症ケアの流れを明らかにする「中島村認知症ケアパス」を中島村保健福祉課と共同作成し、普及を行っていく。
- ⑤認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を開催する。
- ⑥認知症の人及びその家族に対する相談や交流の場を提供することを目的とした「認知症カフェ」を開催する。

(6) 生活支援体制整備事業

- ①高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため「協議体」を中島村保健福祉課と共同で運営し、住民を中心として多様な日常生活上の支援体制の充実を図っていく。

- ②協議体の運営とともに「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の組織的な補完を行う。
- ③地域におけるネットワークの構築を行う。
- ④地域に積極的に向き、地域の社会資源やニーズの把握に努める。
- ⑤サービス及び支援の担い手となるボランティア等の養成講座の開催と支援を行う。

(7) 地域ケア会議の推進

- ①高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括ネットワークの構築を行う。
- ②個別の事例を通し、医療、福祉等の多職種連携のもと、その問題解決とともに地域に共通した課題を明確にし、その解決に必要な支援策や基盤整備等に結びつける。

(8) その他の事業

- ①中島村保健福祉課や社会福祉協議会が実施する介護予防事業において、連携する。
- ②ふれあいサロンの支援を行う。

3. 職員体制

- (1) 保健師（看護師） 1名（中島村より出向）
- (2) 社会福祉士 1名
- (3) 主任介護支援専門員 1名